

滑川市女性デジタル人材育成事業運用業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、滑川市が発注する「滑川市女性デジタル人材育成事業運用業務委託」（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名：滑川市女性デジタル人材育成事業運用業務委託

(2) 事業概要：

別紙「滑川市女性デジタル人材育成事業運用業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期限：契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

(4) 費用の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

運用業務委託料：5,000,000 円

3. 参加資格

本業務を円滑に行う能力を有する事業者であって、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号いずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (4) 滑川市入札参加資格者名簿に掲載されている者であること。
- (5) 企画提案書の提出日時時点で指名競争入札に係る指名停止措置を滑川市から受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 女性デジタル人材の育成について、十分な経験と実績があること。

4. 連絡先

本プロポーザルの連絡先は次のとおりとします。【質問票提出先】

滑川市総務部財政課

E-mail：zaisei@city.namerikawa.lg.jp TEL：076-475-1254

【参加申請書・提案書提出先】

滑川市総務部 DX 推進課 担当：高橋

E-mail：dx@city.namerikawa.lg.jp TEL：076-475-1527

5. 参加手続・スケジュール

日 時	分 類	内 容
4/10(金)	プロポーザル公告	市 HP より申請様式をダウンロードしてください。
4/10(金)から 4/17(金) 17 時まで	質問票提出	市 HP に掲載する指定様式に質疑を記載し、E-mail で送信してください。
4/21(火) 17 時まで	質疑回答	市 HP に質疑への回答を掲載します。
4/10(金)から 4/24(金) 17 時まで	参加申請書提出	次の様式に必要な事項を記載し、E-mail で送信してください（PDF 形式）。 ・参加申請書（様式 1）
4/10(金)から 5/1(金) 17 時まで	提案書・見積書等 提出	次の書類を E-mail により提出してください（全て PDF 形式、押印不要）。 ①提案書（PDF 形式、A4 横書、表紙・目次含み 30 ページ以内） ②業務実績（様式 2） ③業務実施体制（様式 3） ④見積書（様式 4）
5/7(木)	1 次審査 （書面審査）	参加事業者が 4 社以上の場合、書面による 1 次審査を行い、2 次審査を受ける事業者を選定の上 5/11(月)までに通知します。
5/18(月)	2 次審査 （プレゼンテーション 審査）	場所：滑川市役所西館 4 階第 4 会議室 時間：別途 E-mail で連絡します。
5 月下旬	審査結果通知	E-mail で各事業者へ通知します。
5 月末	契約内容確認 契約締結	契約候補事業者と、仕様等の最終確認を行い、契約を締結します。

6. 審査内容

本プロポーザルの審査項目と配点は次のとおりとします。

審査項目	様式	内容	配点
業務実績	様式 2	過去に類似の業務に関する実績があり、同等の成果が期待できるか。	15
業務実施体制	様式 3	業務を安定的に遂行できる実施体制となっているか（責任者及びスタッフの実務経験・資格等）。	5
業務内容の理解度	提案書	・業務の目的や内容について十分に理解しているか。 ・妥当性があり、効果的な実施スケジュールとなっているか。	10
事業参加者の募集・選定能力	提案書	・募集人数を満たす応募が見込まれるような具体的かつ効果的な内容となっているか。	10
研修プログラム	提案書	・研修の開催回数、開催方法、内容などに具体性、妥当性、実現可能性があり、受講者のデジタルスキル及び向上につながる提案内容となっているか。 ・受講者が効果的に知識やスキルを習得できるフォローアップ体制となっているか。	20
就労支援	提案書	・受講者の就労につながる、実効性の高い就労支援内容となっているか。	15
過去の受講者とのコミュニティの形成	提案書	令和 6 年度・7 年度の滑川市女性デジタル人材育成事業の受講者と令和 8 年度受講者が交流を深めるコミュニティについて、具体性・実現可能性があり、受講者の意欲向上及び市内での女性活躍推進・地域活性化等につながる提案内容となっているか。	10
追加提案	提案書	本業務に係る追加提案（費用の上限額の範囲内で実施できるものに限る。）があれば評価する。	5
見積額	様式 4	見積費用について評価する。	10
合計			100

7. プレゼンテーション審査

提案書の記載内容について、プレゼンテーションを行ってください。

当日のプレゼンテーションは、事業者における参加者は 3 名までとし、用意 5 分、提案 20 分、質疑 10 分、片付け 5 分以内でお願いします。なお、用意いただくものは次のとおりです。

参加事業者が用意するもの	プレゼンテーション用 PC 等
--------------	-----------------

市が用意するもの	大型ディスプレイ、HDMI ケーブル、電源延長ケーブル
----------	-----------------------------

Zoom 等によりオンラインでプレゼンテーションを実施することも可能としますが、オンラインでの実施を希望する場合は、5/12（火）までに申し出てください。

当日の資料配布は認めません（審査員は提案書データを閲覧）。

8. 審査方法

本プロポーザルの審査は、滑川市女性デジタル人材育成事業運用業務受託事業者選定委員会で提案内容を評価し、評価が最も高い事業者を契約候補事業者として選定します。

なお、参加事業者が1社の場合においても審査を行います。

9. その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出後の提出書類等の追加、修正及び再提出は認めません。
- (3) 提出書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しません。
- (4) 審査の内容及び結果その他プロポーザルに関して一切異議申立てはできません。
- (5) 次の場合は、提出書類等は無効とします。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③提出書類等の作成に当たって不正行為が判明した場合
 - ④見積額が本事業に係る費用の上限額を上回っている場合